

## よくある質問集

Q どんな制度ですか。

A - 1 省エネ性能に優れた家電の購入を促進することにより、電気・ガス等エネルギー価格高騰に起因した市民生活への負担を軽減するとともに、市民の皆さんに対する温暖化対策の意識醸成や、温室効果ガス排出量の削減を目的とした事業です。

A - 2 省エネ基準達成率100%以上を満たす補助対象省エネ家電を購入した世帯等を対象に、補助金を交付します。

Q 補助対象となる省エネ家電はどのような製品ですか。

A 省エネルギー基準達成率が100%以上の冷蔵庫またはエアコンが補助の対象製品となります。

Q 対象者の主な条件は。

A - 1 令和4年11月11日から令和5年3月31日までに、流山市内に所在する店舗・事業所で、新品(未使用品)の補助対象省エネ家電を購入した方が対象です。

A - 2 個人の方は、補助金の申込日において、流山市に住民登録がある方が対象です。

A - 3 同一の年度中、1世帯あたり1回限り申請することができます。

Q 流山市に引っ越してきました。住民登録前の購入は対象になりますか。

A 住民登録前の購入でも、対象者の条件を満たせば対象になります。

(補助金の申込日において、流山市に住民登録がある方が対象です。)

Q 流山市内に引っ越してきて、新しく家電を揃えました。申請できますか。

A 申し訳ありませんが、既存製品から省エネ家電製品への買い替えを促進するための制度ですので新規の購入は補助対象外になります。

Q 市外の店舗(ネット販売含む)で対象製品を購入したのですが、補助対象になりますか。

A 補助対象外になります。市内の店舗から購入した場合のみ補助の対象となります。

Q 領収書もレシートもありません。どうにかありませんか。

令和4年11月11日時点

A 領収書やレシートは購入した証拠となりますので、紛失した場合は恐れ入りますが補助対象にはなりません。

Q二世帯住宅の場合は世帯別に申請できるのでしょうか。

A 同じ建物にお住まいでも、実際に住居として使用している部分が異なる(住民登録の同一世帯員ではないこと)場合は補助対象となります。

Q申請した後、補助金の振り込みはいつ頃になりますか。

A市が申請書を審査し、約1ヶ月程度で審査の結果通知を送付します。その後、振り込み手続きを行い、決定通知の約1ヶ月後を目安に指定口座へ振り込まれます。

Q補助金申請書類の提出の期限はありますか。

A補助金申請書類の提出期限は令和5年3月31日までです。ただし、予算が無くなり次第、受付を終了する予定ですので、あらかじめご了承ください。

Q書類へ記入する際に、間違えて記入してしまったのですが。

A訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印(申請者の印鑑)を押印し、余白に訂正内容を記入してください。修正液や修正テープは使用しないでください。

Q買換え前の電化製品(冷蔵庫、エアコン)がまだ使えるので、必要とする者に譲渡した場合は補助の対象となりますか。

A補助の対象外となります。「特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)」を流山市に提出する必要があります。

Q世帯主でなくても申請できますか。

A-1同一世帯の方であれば申請可能です。

ただし、申請は同一の年度中、1世帯あたり1回限りです。

Q買い替える予定の省エネ家電製品が省エネルギー基準達成率100%以上であるかの確認をするには。

A-1購入する製品の省エネ達成基準率は、購入する店舗、もしくは省エネ型製品情報サイト等でご確認ください。

A-2サイトに登録のない製品については、メーカーや販売店にて、基準達成の有無をご確認ください。

令和4年11月11日時点

Q 買い替え予定の家電製品が、「省エネルギー基準達成率100%以上」となっているか、分からない。

A 販売店舗で確認するか、もしくは、省エネ型製品情報サイト (<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)にて、検索して確認してください。

Q 対象経費は何ですか。

A - 1 省エネ家電製品の購入費（税込み）が対象です。

A - 2 据付工事費、諸経費、調査費、設計費、管理費、交通費、廃材処分費、振込手数料などは対象外となります。

Q 購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。

A 購入費用からの減額はしません。本体購入費用の実支出額で判断します。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。

Q 古い（壊れている）家電の処分費は、対象になりますか。

A 対象にはなりません。

Q 古い（壊れている）家電の処分方法を教えてください。

A エアコン、冷蔵庫は、家電リサイクル法の対象製品となります。

新しい製品を購入するお店に、引き取りを依頼してください。

（最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、家電リサイクル券を受け取り処分することもできますが、購入するお店で引き取ってもらうこともできます。）

Q 店舗・事業者には条件がありますか。どの店舗で買っても対象ですか。

A 対象となる店舗・事業者は、流山市内に所在する店舗・事業者等です。領収書に記載される店舗・事業所の所在が流山市内であり、領収書や保証書等の必要書類を発行できることが条件です。

Q リユース品も対象になりますか。

A - 1 対象にはなりません。新品（未使用品）を条件としています。

Q リース品は対象になりますか。

A リースその他補助対象者に所有権がないものは対象外となります。

令和4年11月11日時点

Q 補助額はいくらですか。

A 本体購入費(税込み)の3割(1,000円未満切り捨て)を補助(上限45,000円)。

Q 申請台数の上限はありますか

A 冷蔵庫1台及びエアコン3台まで(併用可能)

(例) 冷蔵庫1台×補助額45,000円=45,000円

エアコン3台×補助額45,000円=135,000円

合計180,000円(最大) 申請回数は1世帯1回のみ

Q いつからの購入が対象ですか。既にご購入済みの家電は対象になりますか。

A 令和4年11月11日からの購入が対象です。令和4年11月10日までの購入は対象になりません。

Q 受付開始はいつからですか。

A 令和4年11月11日(金)です。

Q 申請できるのはどの時点からですか。

A 購入し、対象機器の取付工事が終了した時点から申請が可能です。

対象機器の取付工事がされる前の申請はできません。(対象機器の保証書が必要になり、前金を払っただけでは必要書類は揃いません)

Q どこで(だれに)申請すればよいですか。

A 流山市環境政策課に郵送または持参にて提出いただきます。

Q 必要書類は何ですか。どのような書類を求められますか。

A 以下の書類が申請に必要になります。

交付申請書兼請求書

省エネ家電製品の購入費用がわかる領収書等(購入した店舗の住所及び型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。)の写し

省エネ家電製品の保証書(省エネ家電製品の製造メーカーが発行したものに限る。)の写し

取付工事注文書、配送注文書その他の自らが居住する市内の住宅に買い替えた省エネ家電製品を設置したことが確認できる書類の写し

令和4年11月11日時点

買い替え前の冷蔵庫またはエアコンを処分した際の特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し

買い替え前の冷蔵庫またはエアコンに貼られているメーカー、型番及び製造年等が記載されているステッカーの写真

買い替え前の冷蔵庫またはエアコン及び買替後の省エネ家電製品の設置状況が確認できる写真

住民票の写し(住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。)

市税に滞納がないことを確認できる書類(市税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。)

Q「領収書等」を捨ててしまいました。購入店舗で、またもらえるでしょうか。

A 購入店舗にお問い合わせください。

Q 購入店舗が市内事業であることはどのように確認しますか。

A 領収書に記載されている購入店や販売証明書に記載されている店舗名及び住所より、判断します。(領収書等に「流山店」と記載されていたとしても住所が市外であれば補助対象外とします)

Q「メーカー保証書」とは何ですか。

A - 1 製品に添付されている保証書です。

購入日・購入店舗・購入者住所氏名 を記載するものです。

A - 2 申請者の住所、氏名、購入日及び店舗名が記載されていることまたはそれに準ずる内容が記載されているレシートなどが添付されているかをご確認ください。

A - 3 家電量販店が独自で実施する保証とは別のものですので、ご注意ください。

Q「メーカー保証書」はコピーでもよいですか。

A コピーをご提出ください。なお、原本をご提出いただいても返却はいたしません。

Q 販売証明書はどのような場合に使用しますか。

A 領収書または取付工事注文書、配送注文書その他の自らが居住する市内の住宅に買い替えた省エネ家電製品を設置したことが確認できる書類として使用できます。

令和4年11月11日時点